

会津漆器木地師後継者インターンシップ業務委託 要求水準書

1 目的

本市の会津漆器木地師における従事者は年々減少し、伝統的技術・技法の継承は厳しい状況にあり、後継者の育成が喫緊の課題である。

伝統工芸産業に興味・関心を持つ学生等は全国に一定数存在するが、当該学生等と市内事業者との接点が少ないため、製品や産地の特長若しくは産地自体が認知されていない場合もある。

そこで、全国のものづくり・工芸系の高等学校、大学及び専門学校（以下「大学等」という。）に通う学生等を対象としたインターンシップツアーを実施することで、当該伝統工芸産業を知るきっかけを作り、将来の担い手の確保を図るものである。

2 業務概要

(1) 会津漆器木地師後継者インターンシップ事業説明業務

①市の指定したインターンシップ受入事業者（以下「受入事業者」という。）への説明、フォローアップ、個別相談

②会津漆器協同組合組合員等（木地部門）への説明

(2) 会津漆器木地師後継者インターンシップ業務（計2回）

・会津漆器協同組合事業者等1事業者

・インターンシップ参加者定員及び日数

【1回目】定員6名／2泊3日程度（8月下旬～10月頃を予定）

【2回目】定員3名／1泊2日程度（11月頃を予定）

(3) インターンシップ参加者向けフォローアップ業務

3 委託業務の内容

業務の内容は、次の(1)から(4)に掲げる事項を一体的に行うものとする。

(1) 会津漆器木地師後継者インターンシップ事業説明業務

①受入事業者への説明、フォローアップ、個別相談

- ・受入事業者へ、インターンシップのプログラム等について説明をすること。
- ・説明に係る資料を作成すること。

②会津漆器協同組合組合員等（木地部門）への説明

- ・会津漆器協同組合組合員等が木地師インターンシップに参加するきっかけとなるよう、他県の成功事例等を踏まえた事業説明を市と連携の上実施すること。
- ・説明に係る資料を作成すること。

(2) 会津漆器木地師後継者インターンシップ業務

①参加者の募集及び選定

■対象者

- ・以下のいずれかに該当する者であること。

ア 大学等に在学中の学生のうち、伝統工芸産業に関心のある者又は技術を修得して職人になりたいと考えている者で、就業を希望している者

イ 伝統的工芸品に興味関心があり、現在求職中又は転職を検討している者

■募集方法

- ・大学等の就職支援を行う部署に協力を依頼し、本事業を対象者に周知すること。協力を依頼する大学等は30校以上とし、事前に市と協議すること。
- ・本事業専用のウェブサイト構築し、プログラムへの参加申込の受付等を行うとともに、SNS等を活用し、対象者に効果的なリーチを図ること。
- ・受入事業者の紹介に当たっては、対象者の関心を高める工夫を行うこと。
- ・広報に関する著作物の全ての権利は市に帰属するものとし、ウェブサイトのデータを市に提供すること。

■選定方法

- ・参加者の選定に当たっては、伝統工芸産業への関心の度合い等について、オンライン等で面談を行ったうえで、受入事業者及び市と協議して選定すること。
- ・受入事業者が希望する場合、面談に受入事業者を加えること。
- ・2回目のインターンシップにおける参加者は、1回目のインターンシップの参加者の中から選定すること。
- ・2回目のインターンシップにおける参加者の選定については、受入事業者の意向を踏まえて選定を行うこと。

②プログラムの作成等

■日程

- ・プログラムは、宿泊を含む3日間（1回目）及び2日間（2回目）程度の日程で行うこと。
- ・日程の決定に当たっては、事前に受入事業者と調整を行ったうえで、市と協議すること。

■参加者の旅費等

- ・集合・解散場所と居住地間の交通費は参加者の負担とし、宿泊場所については受注者が斡旋するものとするが、別途受注者と市で定める額（30,000円程度を想定）を上限として、交通費及び宿泊費の一部を委託料で負担することは妨げない。受注者が一部を負担する交通費については、経済的かつ合理的であると認められる経路で移動した場合に限るものとする。また、受注者が交通費及び宿泊費の一部を負担する場合は、プログラムの参加者が交通費及び宿泊費を支払ったことを書面等（領収書等）で確認してから、参加者へ支払うものとする。

③プログラムの実施

■移動等

- ・遠隔地の参加者も参加しやすいように集合場所を工夫するとともに、プログラムの集合場所から受入事業者までの交通手段を用意すること。

■受入事業者での体験内容等

- ・受入事業者と内容を調整のうえ、事前に市と協議すること。
- ・見学の内容は、単に説明を受けるだけでなく、ワークショップや実際の作業を体験する等、実際の業務内容や伝統工芸産業への認識を深める内容とすること。
- ・受入事業者の生産者と参加者の意見交換の場を設けること。
- ・必要に応じて、移住支援制度を利用できるよう市及び県と連携し、受入事業者及び参加者等にアドバイスを行うこと。

■その他

- ・事故等に備え、参加者には適切な保険に加入させること。

(3) インターンシップ参加者向けフォローアップ業務

最終的に会津に移住し、木地師に従事する意向を有する者を対象とした、住宅・物件探し、兼業先の企業探し、受入事業者のフォロー、移住支援・助成金の情報収集、その他フォローアップを、必要に応じて市と連携し行う、

4 業務報告等

- (1) インターンシップに係る事業成果を把握するために必要な項目（応募者数、参加者数、参加者の情報、内定数、内定者の情報、その他事業成果を把握するのに必要と思われるもの）を記録すること。また、インターンシップに係る事業記録（記録写真の撮影、新聞・メディア等の掲載記事等の収集等）をまとめて業務完了報告書を作成し、電子データで提出すること。
- (2) 上記(1)のほか、発注者が求めた場合には、受注者は業務の進捗状況等に関する資料等を提供しなければならない。
- (3) 上記(1)及び(2)の報告等に伴う費用については、受注者の負担とする。
- (4) 提出先

会津若松市役所観光商工部商工課 地場産業振興グループ

5 履行期限

令和8年3月31日（火）

6 その他

- (1) 本事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、適宜、市と連絡調整を行うこと。
- (2) 業務の遂行に当たっては、市と連絡を密にし、打合せを定期的に行うこと。
- (3) 受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (4) 業務委託の執行において、不測の事態が生じたときは、市に責任がある場合を除き、速やかに市に連絡したうえで、受注者の責任においてこれを解決すること。
- (5) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、市と受注者が必要に応じて協議して決定する。